

足立区老朽家屋等の適正管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足立区老朽家屋等の適正管理に関する条例（平成23年足立区条例第44号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語の定義は、条例において使用する用語の例による。

(緊急安全措置の手續)

第3条 条例第7条第2項の規定により所有者等に同意を得る事項は、次のとおりとする。

- (1) 緊急安全措置の実施概要
- (2) 緊急安全措置の概算費用
- (3) 所有者等の費用負担
- (4) その他必要な事項

2 区長は、前項に規定する事項について、所有者等と同意した場合は、同意書兼協定書を締結する。

(緊急安全措置の費用)

第4条 前条の規定により緊急安全措置の実施に同意した所有者等は、緊急安全措置の実施後、所定の費用を納付しなければならない。

(委員)

第5条 条例第9条に規定する委員は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 弁護士 1人
- (3) 建築士 1人
- (4) 区職員 12人以内

(公開)

第6条 審議会の会議は、審議会が審議に支障がないと認めた場合を除き、公開しない。

(議事録)

第7条 会長は、議事録を作成し、これを保管しなければならない。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市建設部建築室長付建築安全課において処理する。

(委任)

第9条 この規則の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則（平成23年10月31日規則第60号）

この規則は、平成23年11月1日から施行する。

付 則（平成25年7月1日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。